

異物発見

←いつ・どこで・何が混入したかを確認
(異物は保管)

危険異物

- <分類Ⅰ 生命に深刻な影響を与える異物>
金属片、ボルト類、針、針金、ガラス片、硬質プラスチック類、薬品類等
- <分類Ⅱ 健康への影響が大きいと思われる異物>
衛生害虫（主なもの：ゴキブリ、ハエ、蚊、ノミ、シラミ、ダニ、蜂、毛虫、ムカデ、蛾）、コウモリ（糞も含む）、ネズミ、業務上で不適切な取り扱いにより生成したもの（変色・異臭・カビ等）

非危険異物

毛髪、ビニール片、繊維、スポンジ片、植物の皮や殻、小石（米粒大）、羽虫等の衛生害虫以外の虫、海産物に付着した貝殻や小エビ

取り除けない
※危険異物として判断

取り除ける

検収時・調理前：①除去して使用
②ほかのものと交換
③使用中止 を判断

調理中・配缶中：当該献立の提供中止

検収時・調理前・調理中：取り除いて使用
配缶中：取り除いて提供

※非危険物の混入でも報告は行う

連絡・報告 指示

学校長・栄養士・衛生管理責任者

- ・教育委員会へ報告・協議
- ・混入原因及び物質の調査
- ・配送、納入業者等への指導・調査
- ・保護者への通知文書作成・配布（必要に応じて）
- ・関係機関への連絡
- ・児童生徒への説明

韭崎市教育委員会

- ・発生した学校以外への情報提供
- ・調理業務委託会社への連絡・指導
- ・関係機関（保健所・警察等）への連絡
- ・報道機関等への情報提供について協議（危険異物の場合は情報提供する）
- ・情報提供した場合は直ちに学校へ一報を入れる

報告

協議

連絡・指導 報告

納入業者が起因の場合

- ・時間的に交換が可能な場合は交換する
- 【納入業者】
- ・異物確認
 - ・原因究明
 - ・文書の提出

報告

指導

※【危険異物の定義】

危険異物：喫食することにより生命や健康への影響が大きいと思われるもの

非危険異物：異物自体は不快であり衛生的ではないが、健康への影響が少ないと思われるもの

異物発見

※喫食中であれば、一時停止し、児童生徒の安全を確認する。

※教室内での混入かどうかを確認する。(異物は保管)

危険異物

＜分類Ⅰ 生命に深刻な影響を与える異物＞

金属片、ボルト類、針、針金、ガラス片、硬質プラスチック類、薬品類等

＜分類Ⅱ 健康への影響が大きいと思われる異物＞

衛生害虫（主なもの：ゴキブリ、ハエ、蚊、ノミ、シラミ、ダニ、蜂、毛虫、ムカデ、蛾）、コウモリ（糞も含む）、ネズミ、業務上で不適切な取り扱いにより生成したもの（変色・異臭・カビ等）

非危険異物

毛髪、ビニール片、繊維、スポンジ片、植物の皮や殻、小石（米粒大）、羽虫等の衛生害虫以外の虫、海産物に付着した貝殻や小エビ

取り除けない
※危険異物として判断

取り除ける

配膳中：当該献立の提供中止
配膳後・喫食中：当該献立の喫食中止

配膳中：取り除いて提供
配膳後・喫食中：ほかのものと交換
または取り除いて提供

※非危険物の混入でも報告は行う

報告

指示

学校

学校長・教頭

- ・児童生徒の安全、体調確認
必要に応じて学校医への連絡
- ・教育委員会への報告、協議
- ・該当児童及び保護者との話し合い
※必要に応じ、保護者への通知文書作成・配布

連絡

報告・協議

韮崎市教育委員会

- ・発生した学校以外への情報提供
- ・調理業務委託会社への連絡・指導
- ・関係機関（保健所・警察等）への連絡
- ・報道機関等への情報提供について協議
(危険異物の場合は情報提供する)
- ・情報提供した場合は直ちに学校へ一報を入れる

指示

報告

指示

報告

栄養士・調理員

- ・混入原因及び物質の調査
- ・配送、納入業者等への指導
- ・学校長に異物混入の経緯・原因の報告

学年主任・担任等

- ・児童生徒の安全、体調確認
- ・当該献立の喫食中止

連絡・指示

報告

指導

報告

納入業者が起因の場合

- ・異物確認
- ・原因究明
- ・文書の提出